市報むさしむらやま

平成25（2013）年
5/15

発行 / 東京都武蔵村山市
〒208－8501
武蔵村山市本町一丁目1番地の1
編集 / 企画財務部秘書広報課
☎ 042－565－1111㈹
FAX 042－563－0793
ホームページ http://www.city.musashimurayama.lg.jp/
メールアドレス m-murayama@city.musashimurayama.tokyo.jp

市の鳥 メジロ
市の木 榎　市の花 茶の花

第913号

みんなで まちをきれいに！
市内一斉 クリーン作戦

6月2日（日）午前9時（小雨決行）

クリーン作戦は、「関東地方環境美化の日（毎年5月30日）」にゴミゼロデーの統一キャンペーンの一環として、昭和59年から実施され、今年度で29回目の実施となります。

この事業は、地域の環境を自らの手できれいにすることはもちろん、青少年の社会参加も目的としています。子どもたちも、地域社会の一員としての自覚を持つ良い機会となり、自分たちの役割意識を自覚できる催しです。

各地域ごとにごみ集積所を設けて実施しますので、ぜひご家族揃ってご参加ください。

▼実施方法＝

自治会・PTA等各種団体で指定された地域内のごみを拾い、各ごみ集積場所にお持ちください。収集袋は各自でご用意ください。個人参加のかたは、最寄のごみ集積場所（左表）へ、集めたごみをお持ちください。午前10時から、収集車が回収します。

▼収集対象物＝

空き缶・ペットボトル・ビン類・紙くずなど。粗大ごみ及び不法投棄物（大型）は除きます。

※家庭ごみの持ち込みは禁止です。

▼中止の場合＝

雨天の場合は中止です。ただし、判断が難しい場合には各団体を通じて連絡します。個人で参加されるかたは、午前7時以降に市役所へお問い合わせください。

問い合わせは、市役所環境課（☎内線292～294）へ。

▼主催＝
武蔵村山市クリーンボランティア連絡会、武蔵村山市青少年対策地区連絡会、武蔵村山市、武蔵村山市教育委員会

▼協賛機関＝
市内各自治会、武蔵村山市体育協会、市内各小・中学校、警視庁東大和警察署、公立学校PTA連合会、少年野球連盟、商工会、消費者団体連絡会、老人クラブ連合会、市内廃棄物収集運搬業者、武蔵村山ロータリークラブ、環境を考える市民の会、武蔵村山市総合体育館

ごみ集積場所
第一小学校正門
日吉神社（山王様）入口
野山北公園運動場駐車場入口
第二小学校正門
小山内運動広場
入り運動広場
中砂児童遊園
原山地域運動場
大南公園北側入口
大南東公園
オカネ塚公園南側入口
雷塚小学校東側学童門
第七小学校正門
カマキリ公園
第八小学校正門
伊奈平公園
第九小学校正門
新海道児童遊園
第十小学校正門
残堀・伊奈平地域運動場
中原公園
プリンスの丘公園西側入口
下砂橋
総合体育館駐車場入口

お知らせします 市の財政

平成24年度下半期の財政事情

市では、皆さんに市の財政がどのように運営されているかを知っていただくため、毎年2回に分けて、予算の執行状況や市債の現在高、市税負担の状況などを公表しています。

今回は、平成24年度下半期（平成24年10月1日から平成25年3月31日まで）の財政状況について、一般会計を中心にお知らせします。

平成24年度の当初予算は261億9、810万円で、「人と人との絆を大切にした信頼の市政の推進」を目指して、市民生活に密着した施策に取り組み、「㉔実施計画」（平成24年度から平成26年度までの計画）を中心に各種事業を推進してきました。その後8回の補正を行い、予算現額（最終予算額）は、274億5、242万円となりました。

下半期での主な補正については、歳入では東京都公立学校運動場芝生化事業補助金を1億5、134万円、公共施設建設基金繰入金を3、840万円、総務債を2、930万円、障害児通所給付費等負担金（国庫支出金）を2、758万円減額する一方、障害者自立支援給付費負担金（国庫支出金）を1億2、824万円、生活保護費負担金（国庫支出金）を9、356万円、財政調整基金繰入金を6、931万円、障害者自立支援給付費負担金（都支出金）を6、412万円それぞれ増額しました。歳出では、小学校施設整備事業費を1億7、150万円、障害児通所給付費等支援経費を5、241万円、保健相談センター施設整備事業費を4、560万円、主要市道第17号線整備事業費を3、147万円それぞれ減額しました。また、国民健康保険事業繰出金を2億5、891万円、障害者自立支援給付経費を2億5、612万円、生活保護援護経費を1億5、089万円、市内循環バス運行経費を3、877万円それぞれ増額しました。

市財政については、個人市民税や法人市民税等の増収があったものの、経常経費の増加等により厳しい財政状況が続いています。

こうした状況においても、市では市民福祉の充実や都市基盤の整備を積極的に推進するとともに、内部経費の削減、国や都の補助制度を活用した事業の計画的執行などにより、効率的な行財政運営に努めてきました。その結果、表①（次ページ）に掲げた主な建設事業をはじめ、平成24年度に予定した事業の執行については、おおむねその目標を達成することができました。

【予算の執行状況】

一般会計と特別会計の歳入歳出の執行状況は、表②及び表③（次ページ）のとおりです。これらの額は、平成25年3月31日までの額であり、最終的な数値は、この額に5月31日までの出納整理期間中の収入と支出を加えた額になります。

～市債や、基金の状況等については、次ページへ続きます～

再生紙を使用しています。

【市債の状況】

公共施設の建設には多額の資金を必要とするので、全額を市税や地方交付税、国や都の支出金では賄いきれません。そこでこれらの事業には国や都、その他金融機関から長期にわたり資金を借り入れる方法がとられています。この「借入金」が市債です。

また、市債には現在施設を利用するかただけでなく、将来利用するかたにも、その負担をしていただくという意味もあります。

市債のうち臨時財政対策債とは、国から地方自治体に配分する地方交付税が不足しているため、その一部を地方自治体に借り入れさせ、その返済時に地方交付税として交付される市債のことです。市債の現在高は、表④のとおりです。

【基金の状況】

市で管理している基金の状況は表⑤のとおりです。

【市税の負担状況】

市民の皆さんや法人から納めていただく市税は、97億8、362万円です。これを平成25年3月31日現在の住民基本台帳人口（71、975人）で割ると、市民1人当たりの負担額は、13万5、900円になります。これに対して歳出の予算現額を同様に見ると、市民1人当たりの額は、38万1、400円になります。

したがって、負担額に対する還元額は約2・8倍となっています。

問い合わせは、市役所財政課（☎内線362）へ。

表①　平成24年度の主な建設事業

事業名	最終予算額	事業内容
庁舎施設整備事業	5,259 万円	第二庁舎耐震補強工事など
学習等供用施設整備事業	5,770	三ツ木地区学習等供用施設空調設備改修工事など
温泉施設整備事業	9,257	村山温泉かたくりの湯大規模改修工事
雨水対策事業	4,686	大南四丁目、主要市道第7号線等浸透槽設置工事など
主要市道第3号線整備事業	4,977	舗装打換工事
主要市道第8号線整備事業	4,991	舗装打換工事
公園整備事業	1億 722	大南公園園路改修工事など
小学校施設整備事業	7億 9,399	普通教室冷房設備設置工事など
中学校施設整備事業	1億 462	普通教室冷房設備設置工事など
市民会館施設整備事業	3,745	市民会館屋上防水改修工事など

表②　一般会計予算の執行状況（歳入・歳出）

一般会計予算（歳入）の執行状況

科目	予算現額	収入済額	収入率
市税	97億8,362万円	97億6,116万円	99.8%
国庫支出金	48億7,473	41億1,402	84.4
都支出金	42億3,118	32億3,471	76.4
地方交付税	22億9,272	23億1,511	101.0
市債	18億5,155	2億8,800	15.6
その他	44億1,862	35億2,596	79.8
合計	274億5,242	232億3,896	84.7

※歳入その他には、地方譲与税、地方消費税交付金、分担金及び負担金、使用料及び手数料、繰入金、繰越金、諸収入などがあります。

一般会計予算（歳出）の執行状況

科目	予算現額	支出済額	執行率
民生費	137億4,705万円	132億3,317万円	96.3%
教育費	35億 189	30億6,749	87.6
総務費	31億1,996	28億 612	89.9
土木費	21億9,317	19億1,074	87.1
衛生費	19億 408	16億6,625	87.5
その他	29億8,627	27億5,958	92.4
合計	274億5,242	254億4,335	92.7

※歳出その他には、議会費、労働費、農業費、商工費、消防費、公債費、予備費があります。

表③　特別会計予算の執行状況

会計名	歳入歳出予算現額 A	収入済額 B	支出済額 C	収入率 B/A	執行率 C/A
国民健康保険事業特別会計	91億7,402万円	80億3,285万円	82億9,064万円	87.6%	90.4%
下水道事業特別会計	13億3,139	12億2,972	11億5,028	92.4	86.4
介護保険特別会計	38億3,067	35億2,487	33億1,334	92.0	86.5
都市核地区土地区画整理事業特別会計	8億3,264	7億5,479	1億5,561	90.7	18.7
後期高齢者医療特別会計	9億5,627	9億6,233	9億4,823	100.6	99.2

表④　市債の状況　一般会計

区分	現在高	構成比
総務債	7,444万円	0.6%
民生債	1億3,047	1.1
衛生債	5億6,712	4.8
土木債	16億 596	13.5
教育債	10億5,300	8.9
減収補てん債	1億1,050	0.9
住民税等減税補てん債	10億2,339	8.6
臨時税収補てん債	1億1,922	1.0
臨時財政対策債	71億9,357	60.6
合計	118億7,767	100.0

下水道事業特別会計

区分	現在高	構成比
公共下水道事業債	20億5,376万円	70.2%
流域下水道事業債	8億7,193	29.8
合計	29億2,569	100.0

都市核地区土地区画整理事業特別会計

区分	現在高	構成比
都市核地区土地区画整理事業債	11億5,680万円	100.0%

表⑤　基金の状況

区分		現在高
財政調整基金		5億8,146万円
公共施設建設基金		24億2,793
下水道事業建設基金		82
土地開発基金	現金・債権・貸付金	15億1,429
	土地	42.07㎡
奨学資金基金		4,190万円
小口事業資金融資基金		2,799
生活資金（住宅用資金）融資基金		1,600
生活資金（生活用資金）融資基金		700
国民健康保険高額療養費貸付基金		700
市立学校災害医療費貸付基金		50
みどりの基金		2億7,473
庁舎等用地取得基金		2億9,560
介護給付費準備基金		3億4,060
ふるさと基金		834
再編交付金事業基金（子宮頸がん予防接種事業）		100
再編交付金事業基金（小学校教育用コンピュータ等活用事業）		1,196
多摩都市モノレール基金		3,000
中学校教育用コンピュータ等活用基金		3,549
妊婦健康診査基金		4,530
学校司書配置基金		857

※市民1人当たりの額は100円未満四捨五入、その他の数値はいずれも1万円未満四捨五入

グラフ①　歳入

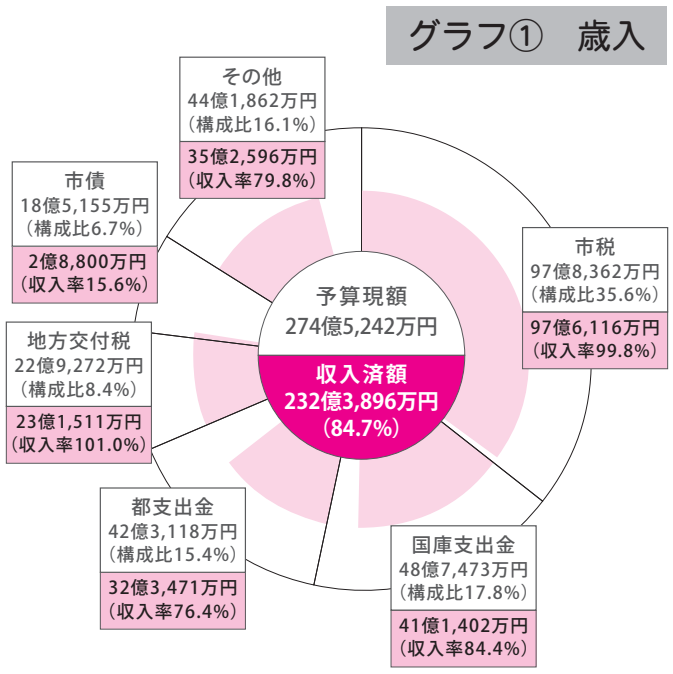

グラフ②　歳出

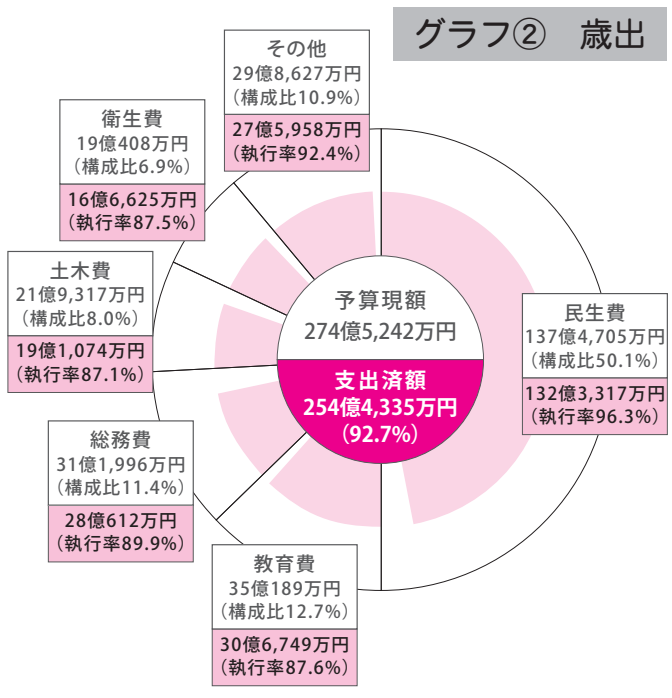

= 予算現額（　）内は構成比

= 収入（支出）済額
（　）内は収入（執行）率

国民健康保険税の減免・軽減制度のお知らせ

国保税の減免

災害等の特別な事情によって生活が困難な状況となり、その世帯の資産及び能力を活用しても、当該年度の国民健康保険税（以下「国保税」といいます）の納付が著しく困難な場合で次の要件に該当する場合については、申請によりその状況を調査した上で、減額又は免除が認められる場合があります。この場合は、納期限の7日前までに申請が必要となりますので、納税通知書の到達後に保険年金課へ早めにご相談ください。要件は次のとおりです。

○生活保護法の規定で保護を受けたとき

○世帯主が死亡又は地方税法に規定している障害者に該当したとき

○世帯主又は同一の世帯員が疾病・負傷等により著しく収入が減少、もしくは医療費が大幅に増加したとき

○失職・廃業等により世帯の収入が皆無又は著しく減少したとき

○火災、盗難などこれらに類する災害により資産に重大な損害を受けたとき

※減免については、世帯の収入状況を確認させていただき、基準生活費（生活保護基準）に対する割合により決定されますので、前述の要件に該当するすべてのかたが減免となるわけではありません。ご了承ください。

非自発的失業者のかたの国保税の軽減

倒産・解雇などによる離職や雇い止めなどにより離職をされたかたが国民健康保険（以下「国保」といいます）に加入された場合、国保税が軽減される制度があります。対象となるかたは、雇用保険受給資格者証をお持ちになり、所定の書類に記入の上、保険年金課へ申請してください。

▼対象＝次の①から③のすべての条件に該当するかた

①雇用保険の特定受給資格者のかた（雇用保険受給資格者証の離職理由欄の番号が11、12、21、22、31、32のかた）又は雇用保険の特定理由離職者のかた（雇用保険受給資格者証の離職理由欄の番号が23、33、34のかた）

②離職日が平成21年3月31日以降のかた

③離職日の時点で65歳未満のかた

※高年齢受給資格者のかた及び特例受給資格者のかたは対象となりません。

※雇用保険受給資格者証の発行及び紛失等された場合の再発行はハローワークで行っています。

▼申請方法＝

(1)すでに国保に加入されているかた

雇用保険受給資格者証を保険年金課までお持ちいただき、所定の申請用紙に記入し、申請してください。

(2)新たに国保に加入されるかた

次の①から⑤を保険年金課までお持ちいただき、所定の申請用紙に記入し、申請してください。

①雇用保険受給資格者証②以前加入していた保険の資格喪失証明書③印鑑④身分証明書（免許証、パスポート等の顔写真付きのもの）⑤年金手帳

▼軽減内容＝

失業されたかたの前年の給与所得を100分の30とみなし、国保税を算定します。

▼軽減期間＝

離職日の翌日の属する月からその翌年度末までの期間です。

※すでに申請をされているかたは、離職日の翌年度の国保税についても軽減されますので、改めての申請は不要です。

※申請いただくことで、離職日を基準にして国保税はさかのぼって軽減されます。

※軽減期間内に国保に加入中の場合は軽減の対象となりません。

低所得世帯への国保税の軽減

国保税の算定では、前年中の所得が一定基準を下回った場合、国保税の均等割額と平等割額に7割・5割・2割の軽減措置を設けています。これは、国保加入世帯の所得の申告に対して設けられるものであり、収入が全くない場合でも前年中の状況を申告していただくようお願いします。申告がない場合は、軽減措置の適用は受けられませんのでご注意ください。申告の受付は、課税課窓口でも行っています。

なお、申告がある場合については、自動的に軽減した国保税が賦課されますので、当軽減に関する申請は不要です。

○7割軽減…世帯の総所得が33万円以下のとき

○5割軽減…世帯の総所得金額が33万円＋（245、000円×世帯主を除く国保加入者数）以下のとき

○2割軽減…世帯の総所得金額が33万円＋（350、000円×国保加入者数）以下のとき

軽減の所得基準及び軽減後の均等割額、平等割額については、表①②のとおりです。

問い合わせは、市役所保険年金課（☎内線132・134・137・139）へ。

表①　軽減の所得基準（下段のカッコ書は給与収入換算の目安）

	7割軽減	5割軽減		2割軽減
		世帯主加入	世帯主非加入（注2）	
一人加入	33万円以下（98万円以下）	（注1）	57.5万円以下（122.5万円以下）	68万円以下（133万円以下）
二人加入		57.5万円以下（122.5万円以下）	82万円以下（147万円以下）	103万円以下（171.6万円以下）
三人加入		82万円以下（147万円以下）	106.5万円以下（177.5万円以下）	138万円以下（222.8万円以下）
四人加入		106.5万円以下（177.5万円以下）	131万円以下（212.8万円以下）	173万円以下（272.8万円以下）
五人加入		131万円以下（212.8万円以下）	155.5万円以下（247.9万円以下）	208万円以下（322.8万円万円）
以下一人増につき		24.5万円加算	24.5万円加算	35万円加算

（注1）加入者が世帯主のみの場合、5割軽減基準額は7割軽減額と同額で、33万円以下となります。
（注2）世帯主が他の保険に加入していて、世帯員が国保に加入している場合。

表②　軽減後の均等割額、平等割額（単位：円／年税額）

区分			医療分	後期高齢者支援金分	介護分（40～64歳）
均等割額一人当たり	通常支払額		15,400	8,200	11,100
	7割軽減	軽減額	△10,780	△5,740	△7,770
		軽減後支払額	4,620	2,460	3,330
	5割軽減	軽減額	△7,700	△4,100	△5,550
		軽減後支払額	7,700	4,100	5,550
	2割軽減	軽減額	△3,080	△1,640	△2,220
		軽減後支払額	12,320	6,560	8,880
平等割額一世帯当たり	通常支払額		7,800		
	7割軽減	軽減額	△5,460		
		軽減後支払額	2,340		
	5割軽減	軽減額	△3,900		
		軽減後支払額	3,900		
	2割軽減	軽減額	△1,560		
		軽減後支払額	6,240		

視覚に障害をお持ちのかたに

声の議会だより　声の広報をお届けします

声の議会だより、声の広報は、視覚に障害のあるかたを対象に「武蔵村山市ぎかいだより」「市報むさしむらやま」を音声で作成しています。

視覚に障害のあるかた又はお知り合いのかたがいましたら、ご希望によりお届けしますので、ご連絡ください。

【連絡・問い合わせ】

○声の議会だよりは、
議会事務局（☎内線512）へ。

○声の広報は、
市役所秘書広報課（☎内線315）へ。

安心安全・エコ住宅等改修助成事業補助制度

～住宅改修補助制度のご案内～

市では、市民の住環境における防災対策の推進及び環境負荷の軽減を図るとともに、安心安全のまちづくりを推進し、地域経済の活性化を目的として「安心安全・エコ住宅等改修助成事業補助金」により、住宅改修等の費用の一部を補助しています。

▼補助対象事業＝
①木造住宅耐震診断補助金
②木造住宅耐震改修等補助金
③新エネルギー利用機器等設置費補助金
④エコ住宅化補助金
⑤バリアフリー住宅化補助金

▼対象事業の内容等＝
それぞれの補助対象事業の内容及び補助金の額等については、左表をご参照ください。
なお、①を除く補助対象事業については、市内に事業所等を有する市内事業者の施工等が補助対象の要件となっていますのでご注意ください。
また、補助対象事業は補助金交付申請をし交付決定があった日以降に工事等に着手したものとなりますが、③新エネルギー利用機器等設置費補助金においては、補助対象機器の設置完了後の申請になりますのでご注意ください。
この場合の設置対象期間は平成25年4月1日から平成26年3月31日までとなります。

▼補助対象者＝
原則として、①市内に住所を有し、住民基本台帳法に規定する住民基本台帳に記録されている市民のかた②改修工事を施す住宅の所有者で、現に住宅に居住しているかた③申請日現在で、市税等（市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税）を滞納していないかた
ただし、事業の種類ごとに必要な要件が追加される場合もありますので、申請の際にはお問い合わせください。
問い合わせは、市役所産業観光課（☎内線227）へ。

事業の種類		補助対象事業の内容及び要件	補助金の額	補助限度額
①木造住宅耐震診断補助金	耐震診断	昭和56年5月31日以前に建築に着手した一戸建ての木造住宅を、一般財団法人日本建築防災協会発行の木造住宅の耐震診断と補強方法による一般診断法に基づいて住宅の構造等の調査を行い、地震に対する住宅の安全性の評価をするもの。診断機関は、一般社団法人東京都建築士事務所協会立川支部。	補助対象費用の2分の1	100,000円
②木造住宅耐震改修等補助金	耐震改修工事	①の補助金の交付の対象となった住宅の耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断された当該住宅の上部構造評点を1.0以上にする耐震改修。	補助対象費用の2分の1	300,000円
	簡易耐震改修工事	①の補助金の交付の対象となった住宅の耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断された住宅の耐震性を向上させる耐震改修であって耐震改修工事以外のもの又は耐震シェルター等の設置。	補助対象費用の2分の1	200,000円
③新エネルギー利用機器等設置費補助金	住宅用太陽光発電システムの設置	太陽電池モジュールによって発電するシステムであって、一般財団法人電気安全環境研究所が行う太陽電池モジュールの認証をうけた機器又はこれに準じた性能を持つと認められる機器の設置。	20,000円×住宅用太陽光発電システムの最大出力値（Kw）	60,000円
	住宅用強制循環式ソーラーシステムの設置	集熱器と蓄熱槽の間を強制循環によって熱輸送を行い、給湯又は暖房を行う太陽熱利用システムであって、一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品の認定を受けた機器又はこれに準じた性能を持つと認められる機器の設置。	5,500円×住宅用強制循環式ソーラーシステムの集熱器の面積（㎡）	33,000円
	住宅用自然循環式太陽熱温水器の設置	集熱部と貯湯部の間を自然循環作用によって熱輸送を行い、給湯を行う太陽熱利用システムであって、一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品の認定を受けた機器又はこれに準じた性能を持つと認められる機器の設置。	3,000円×住宅用自然循環式太陽熱温水器の集熱部の面積（㎡）	12,000円
	住宅用CO_2冷媒ヒートポンプ給湯器の設置	住居の用途に供する部分において使用するCO_2冷媒ヒートポンプ給湯器であって、一般社団法人日本冷凍空調工業会のJRA4050:2007R規格に基づく年間給湯効率が3.1以上である機器の設置。ただし、次の機器の設置においては、当該年間給湯効率が2.7以上であること。 ○使用地が塩害地向けの機種○薄型2缶タイプ○角型1缶タイプ○容量が200リットル以下の小容量タイプ○一体型タイプ○多機能タイプ	20,000円	20,000円
	住宅用潜熱回収型給湯器の設置	住居の用途に供する部分において使用する定格熱出力58キロワット未満の潜熱を回収するための熱交換器を備えている給湯器であって、日本工業規格S2109に基づく給湯部分の熱効率が95パーセント以上である機器の設置。ただし、定格熱出力が35キロワット以上の機器の設置においては、窒素酸化物の排出濃度が東京都低NOx・低CO_2小規模燃焼機器認定要綱（平成21年3月10日付20環改大第924号）第3条第1号に規定する認定の基準を満たす機器であること。	10,000円	10,000円
	住宅用ガス発電給湯器の設置	住居の用途に供する部分において使用するガス発電給湯器であって、ガスエンジンユニットの日本工業規格B8122に基づく発電及び排熱利用の総合効率が低位発電量基準で80パーセント以上であり、かつ、貯湯ユニット（排熱を回収できる貯湯槽をいう。）の容量が90リットル以上である機器の設置。	20,000円	20,000円
④エコ住宅化補助金	遮熱性塗装工事	個人住宅又は併用住宅若しくは集合住宅における個人住宅部分の屋上・外壁・ベランダのいずれかに、日本工業規格K5602に基づく方法により求められる近赤外領域における日射反射率50パーセント以上の遮熱塗料を使用した塗装工事。ただし建物の立地又は構造上、遮熱の効果が期待できない部分を除いたもの。	補助対象費用の2分の1	100,000円
	断熱工事	住宅の室内温熱環境が外部の影響を受けにくくするための工事で、個人住宅又は併用住宅若しくは集合住宅における個人住宅部分の窓、ドアの断熱建材への改修工事及び外壁、天井又は床の断熱材への改修工事。	補助対象費用の2分の1	100,000円
	ＬＥＤ照明器具対応工事	個人住宅又は併用住宅若しくは集合住宅の屋内における個人住宅部分のＬＥＤ照明器具の設置工事で、蛍光灯の安定器の撤去、電球の口金の取替等ＬＥＤ照明器具を取り付けるために必要な工事。当該設置工事と併せて、工事箇所に設置するＬＥＤ照明器具に加え、工事箇所以外のＬＥＤ照明器具を交換する場合は、その購入費用も対象。	補助対象費用の2分の1	50,000円
⑤バリアフリー住宅化補助金	バリアフリー住宅化改修工事	個人住宅又は併用住宅若しくは集合住宅における個人住宅部分の改修で次に掲げるもの ○玄関、居間、トイレ、廊下、階段等の手すり設置工事○部屋の床と廊下の段差及び道路から住宅出入口までの通路の段差解消工事○住宅出入口及び廊下の拡幅工事○扉の引き戸への変更及び扉の吊元の変更をする扉改修工事○和式便器から腰かけ式便器への変更工事及び温水洗浄便器の設置工事並びに高齢者寝室付近へのトイレの移設又は新設工事○浴槽の高さの調節及び浴室と脱衣室との床の段差解消並びに床材の防滑仕様への変更、手すり設置工事	補助対象費用の2分の1	100,000円

※補助制度については、市ホームページでもご確認できます。

市内循環バス（MMシャトル）1乗車170円

4月1日からルート再編等を実施しました。
ぜひご利用ください。
※ルート等の詳しい情報は、各ご家庭に配布したパンフレット「武蔵村山市内循環バス～暮らしをつなぐネットワーク～MMシャトル」をご覧ください。
問い合わせは、市役所都市計画課（☎内線273）へ。

スポーツ祭東京2013

ハンドボール競技会
会期　：10月3日㈭～7日㈪
会場　：総合体育館

デモスポ「ウォーキング種目」
会期　：9月15日㈰
コース：狭山丘陵周辺コース

家具転倒防止器具を無料で支給します

東日本大地震の教訓を踏まえ、大規模地震に備えるため、家具転倒防止器具を無料で支給します。揺れの大きな地震が発生した場合、家具類の転倒等により、多くの負傷者が出ることが予想されます。この機会に家具転倒防止器具を取り付け、被害を最小限に抑えましょう。

▼対象＝市内に住所を有し住民登録をしているかたで構成されており、居住している全員が市税を滞納していない世帯が支給対象となります。今年度はおおむね５００件程度を予定しています。

ご注意ください

これまでに支給された世帯については申請できませんのでご了承ください。

申請件数が予定数を超えた場合は、市役所で公開抽選を行います。詳しい日時等については改めて市報又は市ホームページでお知らせします。

▼器具の取り付け＝

支給対象世帯のうち、次のいずれかに該当し家具転倒防止器具を取り付けることが困難な世帯には、器具の支給と併せて取り付けの支援をします。

(1)65歳以上のかたのみで構成される世帯

(2)身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けているかたがいる世帯で、ほかに器具を取り付けるかたがいない世帯

(3)愛の手帳1度又は2度の交付を受けているかたがいる世帯で、ほかに器具を取り付けるかたがいない世帯

※(2)(3)については、手帳のコピーを提出してください。

▼申し込み＝

(1)「武蔵村山市家具転倒防止器具支給申請書」に必要事項を記入し、申請してください。申請書は、市役所防災安全課、緑が丘出張所で配布しています。また、市ホームページからダウンロードもできます。

(2)ポイント制になっていますので、支給器具一覧の中から、ご自宅の防災対策に合わせて必要な器具を選び、合計が１００ポイント以下になるようにお申し込みください。

(3)先着ではありませんので、申請期間内に申請を行ってください。

▼申請書受付場所＝市役所防災安全課（郵送可）

▼申請期間＝6月3日(月)～28日(金)

※郵送の場合は28日(金)の消印有効

※応募者多数の場合は抽選となります。

▼注意事項＝

(1)賃貸住宅等にお住まいのかたで、住宅の壁面や作り付けの家具等に工作を加えることが必要な器具を取り付けるかたは、あらかじめ住宅の所有者又は管理者の承諾を受けておいてください。

(2)家屋、家具等の状況によっては、取り付けできない場合がありますので、十分確認の上、申請してください。

(3)突っ張り棒など、高さや長さによって器具が異なる製品もありますので、ご注意ください。

(4)器具によっては、取り付けの際に家具や壁面等に穴があくこともあります。

(5)器具の取り付けにより家具又は家屋に損害が生じても、その責任は負いません。

また、器具を取り付けた家具が震災時に転倒して損害を生じても、その責任は負いません。

申し込み・問い合わせは、市役所防災安全課（☎内線３３３）へ。

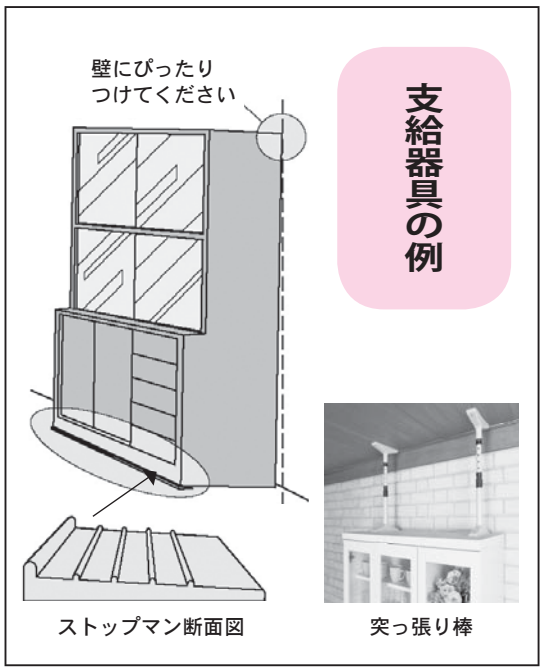

表　支給器具一覧

器具名			ポイント
突っ張り棒A	家具から天井までの高さ 25~35 ㎝	茶	45
		アイボリー	45
突っ張り棒B	家具から天井までの高さ 35~50 ㎝	茶	45
		アイボリー	45
突っ張り棒C	家具から天井までの高さ 50~80 ㎝	茶	45
		アイボリー	45
家具転倒防止板＜ストップマン＞（2本1組）			20
とびらロック（2組入）			15
粘着耐震ゴム（4枚入）			20

絆ニュース　MUSASHI MURAYAMA　ほっとな情報を市の鳥メジロがご案内

大人の風しん予防接種の費用を助成します

昨年から風しんの流行が続いています。今年１月から４月３日までの風しん報告数は、昨年同時期と比較し約 25 倍となっています。患者のほとんどが成人で、男性は 20 ～ 40 代、女性は 20 代で流行しています。

風しんは、主に子どもがかかる病気で、症状は比較的軽く済むことが多いのですが、血小板減少性紫斑病、脳炎、溶血性貧血などの合併症が発生することもあり、軽視できない病気です。また、抗体を持たない妊娠初期の妊婦が風しんウイルスに感染すると、赤ちゃんが先天性風しん症候群という重い病気を持って生まれてくる可能性があります。

妊娠中の女性は予防接種を受けられないため、妊婦のパートナーや同居家族の方が風しんを発症しないように予防することが大切です。

市では、地域での風しんの流行を防ぎ、妊婦と赤ちゃんの健康を守るため、緊急対策として大人の風しん予防接種の費用を助成します。

必ず接種前に、保健相談センターへご連絡の上、予防接種予診票を取り寄せてから接種を受けてください。

◆対象＝次のいずれかに該当する市民のかた

①妊娠を１年以内に希望している 19 歳以上の女性で、原則的に風しんの罹患及び予防接種歴のないかた

②接種現在、妊娠しており、風しんの抗体が８以下の女性の夫（妊娠に係る子の父親）

◆接種期間＝対象①のかたは、４月１日から平成 26 年３月 31 日まで

対象②のかたは、４月１日から９月 30 日まで

◆種類＝風しん単独ワクチン又は麻しん・風しん混合ワクチン

◆費用＝無料

◆場所＝指定医療機関（下表のとおり）

問い合わせは、保健相談センター☎（５６５）９３１５へ。

表　指定医療機関一覧

地区	医療機関名	住所	電話番号
伊奈平	伊奈平南クリニック	伊奈平 4-4-1	560-1311
榎	奥住内科循環器科クリニック	榎 2-85-1	565-7123
	おぞえ内科ミュー	榎 1-1-3 イオンモール１階	843-5812
	ちかま医院	榎 3-40-15	565-1265
	武蔵村山病院	榎 1-1-5	566-3111
大南	大南ファミリークリニック	大南 2-1-8	590-0373
	おぜきクリニック	大南 2-39-1	563-7001
	中藤診療所	大南 2-47-27	562-3098
	半田医院	大南 3-54-16	564-8649
	武蔵村山さいとうクリニック	大南 3-68-3	590-2266
学園	学園クリニック	学園 3-59-2　2 階	564-5358
	東京小児療育病院（入院・通院のかたのみ）	学園 4-10-1	561-2521
	水野医院	学園 3-88-2	562-1983
岸	藤田医院	岸 1-25-1	560-0363
残堀	北條医院	残堀 4-113-1	560-3541
中央	指田医院	中央 3-50-1	561-0006
三ツ木	下田医院	三ツ木 3-16-1	560-6387
緑が丘	岩田小児科医院	緑が丘 1492　50 号棟	562-0871
	村山診療所	緑が丘 1492-47-28	561-1341

ごみ出しルールの再確認を

正しいごみの分け方、出し方は、「ごみ収集カレンダー」を参考に

市のごみ収集は、家庭ごとの戸別収集ではなく、集積場所での集積所収集を行っています。集積所でのごみ収集は、集積場所周辺の皆様のご理解ご協力のもとに成り立っています。ごみ集積所に、分別のされていないごみや粗大ごみなどの回収できないごみが増えるとごみ集積所が汚れ、ごみの収集に影響が出たり、近隣のかたの迷惑にもなります。

市民の皆様のご理解ご協力をお願いするとともに、環境美化に努めてくださいますようお願いします。

ごみネットの利用を

カラスや猫、強風などによるごみの散乱の防止には、ごみネットの利用が有効です。市では、無料でネットを貸し出しています。

袋は透明又は半透明のものを

黒い袋、段ボール箱など中身の見えにくいものは使用しないでください。

燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源となるものを分別してごみの減量を

きちんと分別をすれば、ごみは減らせます。また、生ごみは、水をよく切ってから出してください。分別の仕方は平成23年度に各ご家庭に配布した「ごみ分別辞典」を参考にしてください。

ビデオ・カセットなどのテープ類は

「燃やせるごみ」の日に出してください。出す際には、別の袋に入れ、「テープ類」と明記してください。

スプレー缶・ライターは中身を使い切ってから

スプレー缶やライターに中身が残っていると、収集車や処理施設の中で爆発事故を起こす危険があります。ごみに出す際には、必ず使い切ってから出すようお願いします。スプレー缶については、火の気のない風通しのよい所で穴を開け、ガスを抜いてから別の袋に入れ「スプレー缶」と明記して「かん・金属」の日に出してください。ライターは「燃やせないごみ」の日に出してください。

新聞紙等はひもでしばって

「古紙・布・枝・ぬいぐるみ・靴・かばん・ベルト」の日に出すもののうち、新聞紙、雑誌、ダンボール、牛乳パック類、剪定枝はそれぞれ別々にひもでしばって、布類はひもでしばるか袋に入れて口をしばり、雑紙は紙袋に入れて、出してください。

また、ぬいぐるみ・靴・かばん・ベルトは、布類とは分けた袋に入れて出してください。

古紙の抜取り行為は、市の条例で禁止されており、罰則規定が適用されることになっています。新聞紙の抜取り行為を防止するため「抜取り厳禁」の張り紙をして出すようご協力をお願いします。

ペットボトルはフタを取って

ペットボトルに付いたままのフタは、リサイクルセンターで外しています。フタがついたままだと、外すのに大変手間がかかります。必ずフタを取ってから出してください。取ったフタは、「プラスチック・ペットボトル」の日に出してください。

容器包装プラスチック（プラマークが表示してあるもの）は

菓子、インスタント食品、冷凍食品等の袋やスーパーのレジ袋等の容器包装プラスチックは、「容器包装プラスチック・ペットボトル」の日に出してください。汚れが落ちないものやチューブ類は、「燃やせるごみ」の日に出してください。

電池は必ず抜いてから

小型ゲーム機、おもちゃ、小型電気製品などに入っている電池は、必ず抜いてから出してください。そのまま出され、最終処分場に搬入・埋め立てられると、環境汚染の原因となります。また、最終処分場への搬入検査で発見されると、搬入を拒否されてしまいます。電池を最終処分場に持ち込まないために、抜き取ってレジ袋などに「有害物」と明記して「びん・有害物」の日に出してください。

犬・猫のふんは、トイレに流さないで

犬・猫のふんは、トイレには、流さないでください。紙などに包んでから透明又は半透明の袋に入れて、「燃やせるごみ」の日に出してください。

粗大ごみは必ず連絡を

粗大ごみの出し方は、次のとおりです。

①直接又は電話で市役所環境課へ申し込んでください。

処理手数料・収集日をお知らせします。

②処理手数料として「取扱店」（ごみ分別辞典8ページ参照）で「廃棄物処理券」を購入してください。

③粗大ごみの品目ごとにお知らせした処理手数料金額相当分の「廃棄物処理券」を粗大ごみに貼ってください。

④お知らせした収集日の朝8時までに、粗大ごみを敷地内（室外）の外から見える場所に出してください。

【粗大ごみを出すときのお願い】

○家電リサイクル法の対象となるエアコン、テレビ（ブラウン管式）、薄型テレビ（液晶・プラズマ式）、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機及びパソコンは、市では収集しません。

○他市の「廃棄物処理券」での収集はしません。

○事業所の粗大ごみは収集しません。

○処理場への直接搬入の場合は、必ず前日までに申し込みをしてください。当日の申し込みはお断りします。

【悪質な廃品回収業者にご注意！】

市区町村の許可を受けていない業者が、拡声器等で呼びかけたり、ポストへの投げ込み広告をし、処分を依頼した消費者に対して高額な料金を請求することがありますのでご注意ください。

家庭ごみは、一般廃棄物に該当し、市区町村の収集運搬許可を持たない者が料金を徴収して回収を行うことはできません。

悪質な業者に高額な処理料金を請求された場合は、東京都消費生活総合センター☎03（3235）1155へ相談するか、警察に被害届を出すようにしてください。

【不法投棄が多発しています】

不法投棄が市内各所で見受けられます。不法投棄は犯罪です。現場を目撃したら警察へ連絡するようお願いします。

問い合わせは、市役所環境課（☎内線292～294）へ。

資源回収団体に奨励金を交付します

廃棄物の発生を抑え、資源の再利用を推進するため、資源物（新聞紙、アルミ缶等）を回収した団体（事前登録）に、奨励金を交付しています。

▼対象団体＝市内の自治会・PTA・子供会等地域住民で組織しているおおむね20人以上又は20世帯以上で構成されている営利を目的としない団体

団体に加入する地域住民の名簿又はその他の対象団体であることが明らかとなる書類に記載のある世帯から出た資源物を回収業者に引き渡した量に対して奨励金を交付します。あらかじめ申請前に市に登録が必要です。登録は毎年度随時行います。

※前年度登録団体については、すでに登録申込書をお送りしています。新規登録団体については、環境課で登録してください。

▼対象資源物＝①紙類②布類③鉄類④アルミ類⑤びん類⑥ペットボトル⑦廃食用油

※ごみ集積所等に出された資源物及び事業所から出る資源物は、対象資源物ではありません。

▼奨励金＝1キログラム（油は1リットル）当たり7円

問い合わせは、市役所環境課（☎内線292）へ。

さあ始めよう！ 生ごみダイエット
生ごみ処理機器購入補助制度

市では、家庭用及び業務用生ごみ処理機器を使って生ごみを減量していただけるかたがたのために、購入費の一部補助を行っています。この制度を利用して、生ごみの減量にご協力をお願いします。

▼対象者＝
①市内に住所のあるかた
②市内に事務所又は事業所のあるかた
③市内に集合住宅等の建設又は管理をしているかた

▼対象機器＝
①微生物により生ごみを分解処理する機器
②生ごみを乾燥させて減量する機器
※ディスポーザー機能付き機器など対象にならないものもあります。事前にご相談ください。

▼補助額＝
①1日当たりの処理能力が10キログラム以上の事業用生ごみ処理機器：購入金額の2分の1（30万円を限度）
②1日当たりの処理能力10キログラム未満の家庭用生ごみ処理機器：購入金額の2分の1（4万円を限度）
※購入金額には、消費税を含みません。

▼補助台数＝一世帯同一年度内に電動式のものは1台のみ、電動式以外のものは年度内補助額4万円を限度に2台まで

▼申請に必要なもの＝①購入時の領収書（レシート不可）②購入機種のわかるパンフレット、取扱説明書等③印鑑（スタンプ印不可）④預貯金通帳の口座番号がわかるもの

※申請は、機器を購入した日から60日以内にお願いします。

問い合わせは、市役所環境課（☎内線293）へ。

公園・緑地等ボランティア募集

公園の利用及び地域コミュニティの活性化を図るため、市が管理する公園・緑地等の維持管理を市と協働で行う、公園・緑地等ボランティアを募集しています。

対象公園は市内の3公園（大南公園、プリンスの丘公園、中原公園）です。

4月1日現在、大南公園33人、プリンスの丘公園3人、中原公園1人のかたがたが登録・活動を行っています。

▼対象＝市内に在勤・在学又は在住のかた（個人・グループ（団体）は問いません）

▼活動内容＝
○公園内及びその周辺の清掃（空き缶・吸殻等のごみ並びに落葉、枯枝の収集）
○雑草の除去
○公園内の樹木（高木を除く）の軽微なせん定
○公園内の施設の破損・不法投棄等の情報提供
○公園内の防災・防犯の情報提供
○公園の維持管理として市長が必要と認めるもの

▼応募方法＝公園・緑地等ボランティア登録申請書に必要事項を記入の上、道路公園課に提出してください。申請書は、市役所道路公園課窓口・市政情報コーナー、緑が丘出張所で配布しています。また、市ホームページからダウンロードもできます。

問い合わせは、市役所道路公園課（☎内線262）へ。

スズメバチの巣駆除作業費を補助

市では、専門業者に依頼してスズメバチの巣を駆除したかたにその作業費の一部を補助します。希望するかたは、事前説明を行いますので、駆除を行う前に市役所環境課へ申し出てください。

▼対象＝市内に所在する建物、田畑、林等に作られた繁殖中のスズメバチの巣の駆除を専門業者に依頼して行った次のいずれかに該当するかた
(1)市内に所在する建物、田畑、林等の所有者又は管理者
(2)市民

▼申請に必要なもの＝①印鑑（スタンプ印不可）②領収書等（スズメバチの巣の駆除作業を行った旨の記載がされているもの）③口座番号（補助金の振込先）※ゆうちょ銀行は不可④作業完了報告書（市の指定の様式がありますので専門業者に依頼する際、様式をもっているか確認してください）⑤スズメバチの巣の駆除前、駆除後の写真各1枚

▼申請締切＝作業を完了した日から30日以内に市役所環境課の窓口へ申請をしてください。ただし、平成26年3月31日までに申請をするようお願いします。

▼補助金額＝駆除作業費の2分の1（巣1個につき、14、550円が限度）

※自分でハチを駆除する場合には、市役所市政情報コーナーでハチ駆除専用スプレー（1、575円）を販売していますのでご利用ください（自分で駆除する場合は、細心の注意を払って行ってください）。

※市では、ハチの巣の駆除は行っていません。

問い合わせは、市役所環境課（☎内線296）へ。

官公署だより

◆安全な生活に防炎製品（北多摩西部消防署） ガスコンロや仏壇のろうそくの炎が着衣に着火する火災が毎年発生しています。着衣着火による火災は防炎製品を使用することで防げます。防炎製品とは、燃えにくくなる処理が施されているもので、火が接しても着火しにくく燃え広がりを防ぎます。「防炎」と表示された製品を使用し、安全な生活環境をつくりましょう 問☎（565）0119

◆若者チャレンジ奨励金（ハローワーク立川） 35歳未満の非正規雇用の若者を、正社員として雇用することを前提に、自社内での実習（OJT）と座学（OFF―JT）を組み合わせた訓練（若者チャレンジ訓練）を実施する事業主に支給します▼訓練奨励金＝訓練実施期間中に訓練受講者1人1か月当たり15万円（訓練期間…3か月以上2年以下）▼正社員雇用奨励金＝訓練終了後、訓練受講者を正社員として雇用した場合に、1人当たり1年経過時と、2年経過時に各50万円（計100万円）。詳細はハローワーク立川のホームページをご覧ください 問第2部門助成金担当☎（525）8625

◆借金の返済でお悩みのかたへ（関東財務局東京財務事務所） 月～金曜日、午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）。専門の相談員が電話又は面接で相談に応じ、必要に応じ法律の専門家に引き継ぎます。秘密厳守。また、各種会合等で説明を行う講師の派遣等も行います 問多重債務相談窓口☎03（5842）7475

◆多摩川上流域の民有林を購入しています（東京都水道局） 東京都水道局では、林業不振等により手入れができず、所有者が手放す意向のある民有林を購入する民有林購入事業を実施しています。詳細は水道局ホームページをご覧ください▼公募期間＝9月30日(月)まで（消印有効）問民有林購入事業担当☎03（5320）6437

◆少年相談所開設（警視庁） 少年の家出や非行問題、犯罪などの被害に関する相談に応じます。秘密厳守▼日時＝5月24日(金)～26日(日)午前9時～午後5時▼相談場所＝千住ミルディスI番館10階（足立区千住3―92、「北千住駅」西口下車徒歩1分）▼電話による相談＝ヤングテレホンコーナー（年間を通じて開設）☎03（3580）4970（平日午前8時30分～午後8時、土・日・祝日（年末年始を除く）午前8時30分～午後5時）問少年育成課少年相談係☎03（3581）4321（内線30732～4）

◆第7期「柳瀬川・空堀川流域連絡会」委員募集（東京都北多摩北部建設事務所） 東京都では、平成11年度より地元市と協力し、柳瀬川と空堀川を地域に生きた親しめる川とするため、広く意見交換する場として「柳瀬川・空堀川流域連絡会」を開催しています。このたび、第7期の委員（任期2年間）を募集します。流域で活動している市民団体からの参加も募集しますのでご応募を▼応募資格＝柳瀬川・空堀川流域に在住・在勤・在学又は在学しており、年8回程度の流域連絡会に出席できるかた▼報奨金・交通費＝なし▼応募方法＝柳瀬川・空堀川への思いや意見等「応募の機について」の作文（800字程度）に住所・氏名・電話番号を記入（在勤・在学のかたはその住所と電話番号も記入）し、持参又は郵送で提出▼締め切り＝5月31日(金)▼募集先＝東京都北多摩北部建設事務所工事第二課「柳瀬川・堀川流域連絡会」事務局（〒190―0023立川市柴崎2―15―19）▼結果通知＝公募委員選考会により選考の上、6月下旬に本人に通知 ☎（540）9521

◆公開講座「宅建入門」（都立砂川高等学校） 6月23日～7月21日（毎週日曜日）午前1時30分、同校視聴覚室。1回3時間の学習、計15時間。受講料＝1、500円（全回）▼定員＝30人▼申し込み＝6月1日(土)（必着）までに往復はがきに住所、氏名、年齢、電話番号を記入の上、〒190―0012立川市曙町5―8―5）▼募集人数＝若干名 問立川市協働推進課多文化共生係☎（523）2111（内線2632）

◆都立羽村特別支援学校 ①人権講座「羽村ひろびろカレッジ」 7月6日(土)・9月7日(土)・10月12日(土)午前9時～午後零時15分（10月12日は零時30分まで）、同校。「調理」「パーカッション」の2つの講座から1つを選択して参加②ボランティア講座（入門）6月29日(土)・7月6日(土)・9月7日(土)・10月12日(土)午前9時～午後零時45分（6月29日は零時30分まで、10月12日は1時まで）、同校。ボランティアを学習。本人講座の2つの講座に参加していただき障害者・児と関わる経験をしていただきます。①②ともに6月14日(金)までに申し込みを 問藤田☎（554）0829

◆外国人のための日本語教室（立川市松中小学校） ①受講者を募集 立川市では、立川国際友好協会の協力を得て、土曜日の夜間に外国人や外国出身のかたのための日本語教室を開講しています。受講を希望されるかたは、直接会場へ▼日時＝土曜日午後7時～8時30分。初日は午後6時50分までにお越しください。日程は立川市ホームページでご確認を▼場所＝松中小学校（立川市一番町5―8―5）▼費用＝実費（テキスト代）②ボランティア講師募集 受講者に日本語を教えていただく、外国人との交流に関心のあるボランティア講師を募集しています▼日時＝土曜日午後7時～8時30分▼場所＝松中小学校（立川市一番町5―8―5）▼募集人数＝若干名 問立川市協働推進課多文化共生係☎（523）2111（内線2632）

訂正とお詫び

市報5月1日号（912号）4ページの「無料歯科診療」は「無料歯科健診」の誤りでした。

また、10ページの「グラウンドゴルフ大会（シニアスポーツ）」記事内の「澤幹郎宛」は「吉澤幹郎宛」の誤りでした。

訂正してお詫びいたします。

市税等の納付は口座振替で

仕事などで忙しく窓口での納付が困難なかたは、ぜひ口座振替をご利用ください。銀行などへ納付に行く手間が省けて便利です。

▼口座振替できるもの＝
①市・都民税（年金特別徴収は除く）
②固定資産税・都市計画税
③軽自動車税
④国民健康保険税
⑤介護保険料
⑥保育料
⑦学童クラブ育成料
⑧後期高齢者医療保険料

▼手続方法＝①納税（又は納入）通知書②預・貯金通帳③預・貯金通帳に使用している印鑑を持って金融機関（銀行・信用金庫・農協）・郵便局の窓口で。口座振替依頼書は、納税（又は納入）通知書につづってある依頼書又は市内の金融機関の窓口に備えてあるものをご利用ください。

問い合わせは、市役所収納課（☎内線193）へ。

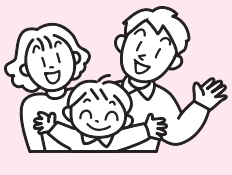

権利擁護推進事業のお知らせ
6月1日から地域福祉権利事業の対象を拡大します

市では、認知症高齢者や知的障害者のかたなどが地域で安心して暮らせるよう、福祉サービスの利用を総合的に支援する「福祉サービス総合支援事業」と成年後見制度の積極的な活用を支援する「成年後見活用あんしん生活創造事業」を社会福祉協議会への委託事業として行っています。

この度、福祉サービス総合支援事業の中で実施している地域福祉権利擁護事業の対象を拡大します。相談はお気軽に。

相談・問い合わせは、社会福祉協議会☎（566）0061へ。

福祉サービス総合支援事業

▼地域福祉権利擁護事業のサービス内容等＝左表のとおり。6月1日から対象を拡大し、現在ご利用いただいている認知症高齢者のかたや知的・精神障害者のかたがたに加えて、要支援・要介護認定を受けているかたや身体障害者のかたで日常生活の支援が必要なかたもご利用いただけるようになりました。

【相談支援内容等】
①福祉サービスの利用方法や手続きの方法に関する相談
②利用している福祉サービスについての疑問や苦情の受付、その解決へ向けた支援
③判断能力の不十分なかたがたを対象とした、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理等の支援（地域福祉権利擁護事業により実施）

表　地域福祉権利擁護事業のサービス内容等

サービスの種類	サービス内容	利用料
福祉サービスの利用援助	福祉サービス利用の手続き、利用料の支払い、書類の整理等	1回1時間まで1,000円 ※延長は30分ごとに500円追加
日常的な金銭管理サービス	生活費の預貯金からの払い戻し、年金及び福祉手当の受領に必要な手続き、医療費の支払い、公共料金や家賃の支払い等	○通帳を本人が保管する場合 1回1時間まで1,000円 ※延長は30分ごとに500円追加
		○通帳を社会福祉協議会で保管する場合 1回1時間まで2,500円 ※延長は30分ごとに500円追加
書類等の預かりサービス ※書類等の預かりサービスのみの利用はできません。	通帳・年金証書・権利証などの書類の預かり（金融機関の貸金庫で保管）	1か月1,000円

成年後見活用あんしん生活創造事業

【相談支援内容等】
①成年後見制度の説明
②成年後見制度の利用手続きに関する相談
③申立て手続きに必要な書類についての説明や作成支援
④これから成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）になろうとするかたへの相談及び支援
⑤成年後見人等として活動しているかたからの福祉サービスの利用に関する相談や被後見人の生活支援等に関する相談

【相談窓口】
▼受付日時＝月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで（土・日、祝日及び年末年始を除く）
▼場所＝社会福祉協議会（市民総合センター2階）
▼費用＝各種相談、支援計画の作成は無料。
※地域福祉権利擁護事業のご利用は、支援内容に応じて別途利用料がかかります。ただし、生活保護を受給されているかたは利用料が免除となります。

弁護士による専門相談
平成25年度「ふくし法律相談」

成年後見制度の利用や権利侵害、福祉サービス利用などに係る法律的な相談に応じるため、弁護士による「ふくし法律相談」も行っていますので、ご利用ください。

▼時間＝午後1時30分～4時30分（2月は午前9時30分～午後零時30分）
※相談は、予約制です。事前に電話でお申し込みください。
▼場所＝社会福祉協議会面接室（市民総合センター2階）
▼対象＝市民及びその家族、関係者

相談・問い合わせは、社会福祉協議会☎（566）0061へ。

表　相談日程

日　程
5月21日（火）
6月18日（火）
7月16日（火）
9月17日（火）
10月15日（火）
11月19日（火）
12月17日（火）
1月21日（火）
2月18日（火）
3月11日（火）

村山温泉「かたくりの湯」
旧プリペイドカードの払い戻しは5月末日で終了します

ご返金額は、購入時に付いていたサービス部分を差し引いたものになります。
○6,000円入金時は700円引き　○3,000円入金時は300円引き

かたくりの湯の旧プリペイドカード（白地に緑色の図柄の「入浴・プール利用カード」）の払い戻しは、5月末日で終了します。

旧プリペイドカードをお持ちのかたは、カードの残高を確認の上、5月末日までに新カード（白地にオレンジ色の図柄）への切り替え又は払い戻しをお願いします。

新カードへの切り替え及び払い戻しは、かたくりの湯フロントへお申し出ください。

問い合わせは、村山温泉「かたくりの湯」☎（520）1026へ。

介護予防大作戦！　平成25年度 介護予防リーダー養成講座 参加者募集

高齢者のかたがいつまでも住み慣れた地域で、自立した生活を送るためには、年齢とともに現れる身体機能の低下を予防することが大切です。

市では、この講座で地域の高齢者のかたのために介護予防を目的とした取り組みを行っている自主グループ等の活動を、今後一緒に担っていただけるかたを募集します。介護予防に関する知識を専門の講師による講義や実習を通して学び、介護予防活動を行うことで、ご自身の介護予防意識を高めるとともに、仲間と一緒に、生き生きとした毎日を過ごしていきませんか。

▼対象＝おおむね55歳以上の市民で、原則として全講座に参加でき、終了後に介護予防事業に協力していただけるかた
▼日程及び内容＝右表のとおり。曜日はすべて月曜日です。
▼募集定員＝30人（申し込み多数の場合は抽選）　▼場所＝市民総合センターほか
▼申し込み＝はがきで5月26日㈰（消印有効）までに郵送してください。

問い合わせは、特定非営利活動法人介護予防リーダーまるまる会・小西☎（563）3213・090（1709）6492へ。

50円切手　□□□□□□□

208－0012
緑が丘1460－1112－902
特定非営利活動法人
介護予防リーダーまるまる会
「介護予防リーダー養成講座」
担当　小西　行

（フリガナ） 氏　名	
住　所	〒 武蔵村山市
生年月日	年　月　日
電話番号	－　－
［参加動機］	

表　介護予防リーダー養成講座　日程・内容（予定）

日　程	講　座　内　容	時　間
6月10日	事前説明会	午前10時～正午
6月17日	介護予防と老年学	
6月24日	老年症候群の早期発見（講義）	午後1時30分～3時30分
7月1日	老年症候群の早期発見（実習）	
7月8日	介護予防に必要な運動学（講義）	午前10時～正午
7月22日	筋力増強トレーニング（講義・実習）	
7月29日	介護予防地域資源調査に関して	
8月5日	口腔（こうくう）機能の向上（講義）	
8月12日	ネットワーク構築・実践論（講義）	
8月19日	介護予防活動見学先案内	
8月26日	ロコモティブシンドローム転倒予防（講義・実習）	
9月2日	ボランティアネットワーク（講義）	
9月9日	講座のまとめ・相談・指導	
9月30日 10月7日 10月21日 10月28日	随時論文作成支援	
11月11日	論文読み合わせ（論文の最終確認・訂正）	
12月2日	認知症サポーター養成講座（講義）	
12月9日	論文発表・修了式	午前10時～午後3時
12月16日	自主活動グループ発足に関して	午前10時～正午

※左記記入例を参考に、必要事項を記入して応募してください。コピーや点線枠を切り取ってはがきに貼っても結構です。1人1枚の応募です。

参加者募集

※原則として、費用の記載のないものは無料です。

女性のキラキラ かがやき塾

「今と未来の元気とキレイを手に入れる美肌・美髪作り講座」

「健やかに・しなやかに・美しく・たくましく」をテーマにさまざまな角度からキラキラかがやく女性になるために次の講座を開講します。

紫外線予防やくすみ・シミ予防のためにセルフヘッドマッサージ方法とUVカットクリームの塗り方、正しい美知識と水パッティングの方法を学びます。

▼日時＝6月4日㈫午前10時～正午
▼場所＝多目的室1・2
▼対象＝子育て中のかた、絵本の読み聞かせボランティアをされているかた、興味のあるかた
▼定員＝20人
▼講師＝中本茂美氏（よちよち屋店主）
▼受講料＝500円
▼保育＝あり（要予約）。保育料200円

緑が丘ふれあいセンター 男女共同参画センター（ゆーあい）

申し込み・問い合わせは、緑が丘ふれあいセンターへ。

［第1月曜日は、休館日］

☎（590）0755

ホームページ（http://www1.yel.m-net.ne.jp/m-fureai/）

ゆーあい講座

シニアライフ応援講座

「美しく年を重ねるためにアンチエイジング講座」

年を重ねるごとに増える顔のしわやたるみ。毎日自宅で簡単にできるセルフケアを学んで自肌力を鍛えましょう。顔全体にあるツボを刺激してしわやたるみを解消します。

▼日時＝6月8日㈯午前10時～正午
▼場所＝多目的室1・2
▼対象＝おおむね50歳以上
▼定員＝20人（申込先着順）
▼講師＝鴨下徳子氏、河本未希氏（健康管理士一般指導員）
▼受講料＝500円

パソコンドリル

入力専門の講座です。文字入力の練習をしたいかた、復習をしたいかた、文書を作りたいかたにおすすめです。

※練習文は用意しますが入力したいものがあればお持ちください。

貸与できるパソコンのOSはウインドウズ、ワードは2003年バージョンですが、ご自宅のパソコンをお持込いただいても結構です。

▼日時＝①6月10日㈪②6月11日㈫③6月12日㈬午後2時～4時
※連続講座ではありませんので1日だけでも参加できます。
▼定員＝各回5人（申込先着順）
▼受講料＝500円

福祉講座等参加者募集

※原則として、費用の記載のないものは無料です。

身体障害者福祉センター

申し込み・問い合わせは、身体障害者福祉センターへ。

［月～土曜日 午前9時～午後5時］

☎（590）1270

手話講習会（全30回）

聴覚障害者の理解と手話ボランティアの養成を目的とした初心者向けの講習会です。

▼日時＝6月20日～平成26年2月13日、毎週木曜日午前10時～11時30分
▼場所＝市民総合センター3階小会議室
▼対象＝市内在住又は在勤者
▼定員＝20人
▼受講料＝無料。なお、テキスト代として1、300円が必要です。
▼申し込み＝往復はがき（1人1枚）に記入例のとおり記入し、5月31日㈮（消印有効）までにお送りください。
※定員を超えた場合は、6月10日㈪午前10時に公開抽選を実施、結果は6月中旬に通知します。

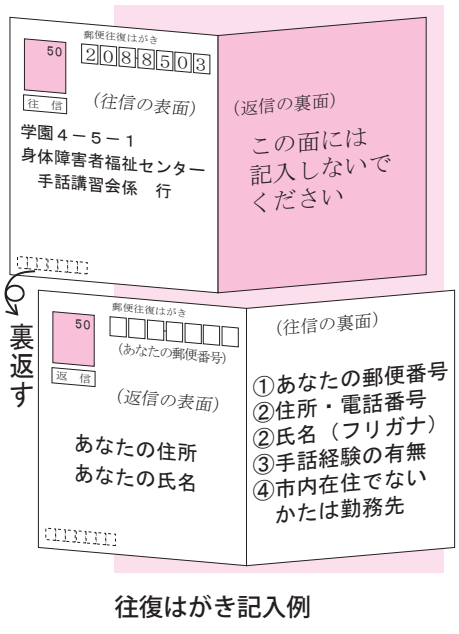

往復はがき記入例

南部地域包括支援センター

申し込み・問い合わせは、南部地域包括支援センターへ。

［月～金曜日 午前9時～午後5時］

☎（590）1477

「呼吸器の会」交流会 「みんなでおはなししませんか？」

呼吸器疾患をお持ちのかた同士で悩みや不安をお話ししませんか。酸素機器の説明もします。お気軽にご参加を。

▼日時＝5月24日㈮午後2時～3時
▼場所＝市民総合センター3階小会議室
▼対象＝65歳以上の市民で呼吸器の疾患をお持ちのかた

北部地域包括支援センター

申し込み・問い合わせは、北部地域包括支援センターへ。

［月～金曜日 午前8時30分～午後7時］

☎（516）0062

介護予防教室 「いつまでもきれいな姿勢で歩こう！ウォーキング教室」

いつまでもぴんと伸びた背筋で歩き続けたいと思っているかた、きれいな姿勢で歩くことを目指して、暖かなこの時期にウォーキング術を学んでみませんか。

▼日時＝5月31日㈮午前10時～11時30分
▼場所＝さくらホール（市民会館）リハーサル室
▼対象＝医師等より運動を制限されていない、おおむね60歳以上の市民のかた
▼定員＝20人（申込先着順）
▼講師＝NPO法人ウォーキング研究所
▼持ち物＝実技を含みますので、当日は運動のできる服装・履きなれた靴（サンダル等不可）でお越しください。
▼申し込み＝5月15日㈬午前9時より電話・窓口にて受付。

ママのための わいわいカフェ。 ～読み方で絵本が変わる 大人のための絵本講座～

幼児教育に良いといわれている絵本の読み聞かせ。大人と子どものコミュニケーションツールとしても活用されています。年齢に合わせた絵本の選び方や読み聞かせのコツなどを絵本・児童書の専門店店主より実演を交えながら教えます。

夏に向けてシェイプアップ！ トライ教室スタート!!

総合体育館のトレーニング室リニューアルに伴い、トレーニング室を併用して利用できるお得な教室をスタートしました。

シェイプアップを目指すかたやマシンだけでは物足りないかたにお勧めです。

事前申し込みは必要ありません。ご自身のペースでどなたでも参加できる簡単な教室ですので、ご家族・お友達などお誘い合わせの上ご参加ください。

▼教室内容＝左表のとおり
▼参加費＝500円（市外のかたは700円）

問い合わせは、総合体育館☎（520）0082へ。

表　教室一覧

教室名	曜日	レッスン時間	内容	
トライ！エアロビクス	火	10:10～11:00	ソフトエアロビクスと筋力トレーニング（50分）	トレーニング室利用（120分間）
	土			
	月	19:10～20:00		
	木			
トライ！フィットネス	月	14:10～15:00	有酸素運動やバランスボール、ストレッチポール、ラバーバンド、スモールボール等を使った運動（50分）	
	火			
	木			
	土			

※休館日・祝日は除く。また、実施場所の都合で中止する場合があります。

旅館、保養所など契約保養施設の宿泊費の一部を補助します
市民保養施設利用者補助制度

【利用できるかた】
申し込みの6か月前から引き続き市内に住んでいて、住民基本台帳に記載されているかた

【利用の方法】
①予約の申し込み
希望の保養施設へ、直接宿泊の予約をしてください。その際に「武蔵村山市民保養施設として利用する」ことを申し添えてください。宿泊料は、施設に申し込むときにご確認ください（入湯税等別途料金がかかる場合があります）。旅館はおおむね大人1泊1万円から2万円、子どもは大人の70パーセント程度です。シーズン料金（7月・8月）、越年料金（12月・1月）については別途協議となります。
②利用券の申し込み
予約が取れたら、市役所市民課又は緑が丘出張所で利用券の申請をしてください。
※施設を利用されてからの利用券の申請はできません。
③利用券の提出
当日保養施設に着いたら、すぐに受付にお渡しください。
問い合わせは、市役所市民課（☎内線142）又は緑が丘出張所☎（564）1234へ。

姉妹都市・栄村への交流等のためにバスを借り上げる費用の一部を補助します

姉妹都市栄村への観光・保養・村民との交流等のため、交通手段として使用する貸切バス借上料の一部を補助します。対象・補助額は次のとおりです。
▼対象＝参加者の3分の2以上が市民の団体で栄村に宿泊すること。ただし、補助対象となるバスは、一般貸切旅客自動車運送事業による貸切バス（緑ナンバー）に限ります。
▼補助額＝借り上げに要する経費の2分の1以内。ただし、座席数が28席以下のバスは5万円、29席以上のバスは7万円が限度です。
※千円未満は切り捨て
問い合わせは、市役所市民課（☎内線142）へ。

市民保養施設宿泊料の補助額と利用制限

区分		補助額（1人1泊につき） 大人	補助額（1人1泊につき） 小人	利用の制限
旅館		3,000円	2,000円	1年度内に
保養所		2,000円	2,000円	1人2泊まで
栄村	旅館	3,500円	2,500円	制限なし
	保養所	2,500円	2,500円	（何泊でも可）

保養所

地区	施設名	電話番号
静岡県伊豆多賀温泉	シーサイドいずたが	0120(73)1241
東京都三宅島	ペンションおしどり	04994(6)0346
埼玉県秩父	かおる鉱泉	0494(78)0311
千葉県白里海岸	白里海岸民宿組合	0475(77)2654
山梨県清里高原	羽村市自然休暇村	0551(48)4017
	赤ちゃんペンション めーぷる	0551(48)2832
静岡県土肥温泉	土肥温泉民宿組合	0558(98)1152
静岡県河津温泉	河津町観光協会（民宿・ペンション）	0558(32)0290
静岡県牧之原市	牧之原市観光協会	0548(22)5600
長野県飯綱東高原	ペンションアリーゼの丘	026(253)8835
長野県北白樺高原	ロッジウォールデン	0268(69)2659
静岡県伊豆高原	ペンションギャレー	0557(51)3112
	ペンション マーガレット	0557(54)4151
長野県菅平	ペンションTAKEO	0268(74)2765
山梨県大泉高原	ペンション 山の家ぽこ・あ・ぽこ	0551(20)5677
白馬落倉高原	リゾートペンションヴィヴァルディ	0261(72)7255
青森県むつ市	むつ市旅館組合（民宿）	0175(22)6121
長野県栄村	雄川閣	025(767)2252
	トマトの国	0269(87)3030
	のよさの里	025(767)2345
	北野天満温泉	0269(87)2892
	苗場山自然体験交流センター	025(767)2202
	苗場荘	025(767)2136
	中津荘	025(767)2161
	出口屋	025(767)2146
	光栄荘	025(767)2147
	えーのかみ	025(767)2119
	丸山荘	025(767)2132

旅館

地区	施設名	電話番号
草津温泉	草津ホテル	0279(88)5011
四万温泉	四万やまぐち館	0279(64)2080
水上温泉	ひがきホテル	0278(72)2552
伊香保温泉	ホテル木暮	0279(72)2701
	金太夫	0279(72)3232
鬼怒川温泉	鬼怒川プラザホテル	0288(76)1031
石和温泉	華やぎの章 ホテル慶山	055(262)2161
	ホテル花京	055(263)4455
	ホテル八田	055(262)3101
	ホテル甲子園	055(263)3211
熱川温泉	熱川ハイツ	0557(23)2300
伊東温泉	陽気館	0557(37)3101
湯河原温泉	ホテル城山	0465(63)0151
塩原温泉	ホテルニュー塩原	0287(32)2611
会津東山温泉	庄助の宿 瀧の湯	0242(29)1000
河津温泉	河津町観光協会（旅館）	0558(32)0290
河口湖	足和田ホテル	0555(82)2321
越後湯沢温泉	湯沢ニューオータニホテル	025(784)2191
月夜野上牧温泉	辰巳館	0278(72)3055
新潟県津南町	ニュー・グリーンピア津南	025(765)4611
	マウンテンパーク津南	025(765)2040
	しなの荘	025(765)2442
	伴茶夢	025(765)2567
	雪国	025(765)3359
	綿屋旅館	025(765)2034
	しかわたり館	025(763)2561
	川津屋	025(767)2001
	萌木の里	025(767)2000
千葉県	ニュー小湊ホテル吉夢	0470(95)2111
	ホテルニュー大新	0479(22)5024
焼津黒潮温泉	焼津グランドホテル	054(627)1121
東京都青梅市	かんぽの宿・青梅	0428(23)1171
青森県むつ市	むつ市旅館組合（旅館）	0175(22)6121
長野県栄村	切明リバーサイドハウス	025(767)2253
	雪あかり	025(767)2255
	吉楽	0269(87)2705

企画展 狭山丘陵南側の植物

5月18日(土)～6月16日(日)
歴史民俗資料館

都立野山北・六道山公園は、自然環境豊かな散策道が整備され、散策をする人が多くなりました。自然に対する関心が年々増えてきたことから、狭山丘陵南側の花を中心に紹介し、散策をより楽しんでいただけるよう企画展を開催します。ぜひお立ち寄りください。
問い合わせは、歴史民俗資料館☎（560）6620へ。

キンラン（野山北・六道山公園内）

雑誌を譲ります

5月26日(日)
午前10時～正午

図書館で不用になった雑誌を無料でお譲りします。冊数の制限はありません。なくなり次第終了します。
▼対象＝市民（在勤・在学者を含む）
▼場所＝市内各図書館（下表参照）
問い合わせは、雷塚図書館☎（564）1284へ。

図書館	場所
雷塚図書館	学園4－4
中久保図書館	本町2－77－1
中藤地区図書館	中藤3－16
三ツ木地区図書館	三ツ木2－39－2
大南地区図書館	大南5－1－69
残堀・伊奈平地区図書館	残堀1－60－3